

国家公務員共済組合連合会運営規則

(昭和 36 年 10 月 1 日)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この運営規則は、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。以下「法」という。）第 36 条において準用する法第 11 条及び国家公務員共済組合連合会定款（以下「定款」という。）第 43 条の規定により、国家公務員共済組合連合会（以下「本会」という。）の業務を執行するために必要な事項を定めることを目的とする。

(業務執行の基本方針)

第2条 本会は、その業務を執行するに当たっては、法令、定款及びこの規則の定めるところによるほか、設立の本旨に則り、組合員（法第 3 条第 1 項に規定する組合の組合員をいう。以下同じ。）の福祉の向上に寄与するよう能率的かつ民主的に運営されなければならない。

第2章 理事会

(招 集)

第3条 理事長は、必要に応じ、随時理事会を招集する。

(付議事項の通知)

第4条 理事長は、前条の規定により理事会を招集するときは、あらかじめ常務理事（専務理事を含む。以下同じ。）及び理事（以下「理事」という。）に理事会に付すべき事項を通知しなければならない。ただし、緊急やむを得ないときは、この限りではない。

(役員以外の者の出席)

第5条 理事会において、適當と認めるときは、役員以外の者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

(決議の定足数)

第6条 理事会は、理事の半数以上が出席しなければ、決議することができない。

(決議の方法)

第7条 理事会は、出席した理事の過半数により議事を決し、可否同数のときは理事長の決するところによる。

(議事録の作成)

第8条 理事長は、理事会の議事について、本会の職員に議事録を作成させる。

2 前項の議事録には、出席者の氏名及び議事の経過を記載し、理事長及びこれを作成した者が、これに記名捺印しなければならない。

第3章 組織及び事務の分掌

(組織)

第9条 本会に次の12部及び2室を置く。

総務部

経理部

資金運用部

運用リスク管理室

監査室

年金部

年金企画部

情報システム部

職員部

病院部

旧令病院部

宿泊事業部

管財・営繕部

特定事業部

(管理)

第10条 各部及び室の分掌する事務は、理事長の命を受け、それぞれ常務理事が管理する。

(施設の長)

第11条 施設に、それぞれ長を置く。

2 施設の長は、理事長の命を受け、当該施設の管理運営の責に任じ、所属の職員を指揮監督する。

(各部及び室の事務の分掌)

第12条 各部及び室の事務の分掌は、理事長が財務大臣と協議して別に定める。

第4章 職 員

(任命)

第13条 本会の職員は理事長が任命する。ただし理事長は、施設に勤務する職員の任命を、施設の長に委任することができる。

(給与等)

第14条 職員の給与は、原則として、国家公務員の給与に準ずるものとする。

2 職員の任免、給与、服務等人事に関する基準は、理事長が財務大臣と協議して別に定める。

第5章 事 業

(長期給付等に関する事業の運営方針)

第15条 定款第21条第1項第5号に規定する厚生年金保険給付等の裁定及び支払は迅速かつ的確に処理し、積立金及び支払上の余裕金の管理及び運用は、当該厚生年金保険給付等に関する事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

2 定款第21条第1項第5号に規定する退職等年金給付の決定及び支払は迅速かつ的確に処理し、積立金及び支払上の余裕金の管理及び運用は当該退職等年金給付に関する事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

(施設の設置)

第16条 本会は、定款第30条に規定する福祉事業を行うため必要な施設を設置する。

2 前項の施設の運営に関し必要な事項は、別に定める。

(施設の設置基準)

第17条 施設を設置するに当たっては、その目的に応じ、当該地域における組合員の状況、同種の施設の設置及び運営の状況並びに当該施設設置後の利用率及び経理の見込等について、検討しなければならない。

2 施設の敷地を決定するに当たっては、交通、電気、ガス、水道、下水道等の利便、衛生上の環境等を考慮し、利用者にとって便利であり、かつ、当該施設の設置の目的に適した場所を選定しなければならない。

(施設の運営方針)

第18条 施設においては、当該施設を最善の状態において維持管理するとともに業務の合理化を図り、あわせてその利用者に対し、常に誠意と親切心をもつて接し、もつてその機能を十分に發揮するよう努めなければならない。

2 施設の経営は、独立採算によることを建前とする。

(その他の福祉事業)

第19条 本会が定款第30条第2号及び第3号に掲げる福祉事業を行うに当たっては、組合員の意向を尊重し、必要性及び緊急度並びに経理の状況等を勘案するとともに、一部の者の利益に偏ることのないように相当の注意を払わなければならない。

第6章 雜 則

(共済組合を組織する者の範囲)

第20条 法第126条第1項に規定する運営規則で定める者は、役員及び職員とする。

(提出書類の省略)

第21条 国家公務員共済組合法施行規則（昭和33年大蔵省令第54号）第96条の規定により、2以上の給付（退職等年金給付に限る。）を同時に請求する場合において、これらの給付の請求の際併せて提出すべき書類が同一であるときは、1の給付の請求に係る提出書類をもつて他の請求に係る提出書類を省略することができる。この場合においては、その提出書類を省略した請求の当該給付請求書の余白にその旨を記載しなければならない。

附 則

- 1 この規則は、昭和36年10月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、昭和37年4月1日から適用する。
- 2 職員の共済組合に関する事務は、当分の間、第11条第5号の規定にかかわ

らず、旧令共済部においてつかさどる。

3 定款附則第4条に規定する経過的長期給付の決定及び支払は迅速かつ的確に処理し、積立金及び支払上の余裕金の管理及び運用は当該経過的長期給付に関する事業の目的及び資金の性質に応じ、安全かつ効率的にしなければならない。

附 則

この改正規則は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和49年7月10日から施行する。ただし、第9条の改正規定のうち、機械部に係るものについては、理事長が別に定める日から施行する。
(昭和50年4月1日共済連本総第84号により、機械部の施行日は、昭和50年4月1日とする。)

附 則

この改正規則は、昭和56年7月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則

この改正規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、厚生年金保険法等の一部を改正する法律(平成8年法律第82号)第2条の施行の日から施行する。ただし、第4条の改正規定は、平成8年3月31日から、第3条及び第9条の改正規定は、平成8年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成13年1月6日から施行する。

附 則

この変更は、平成13年7月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この変更は、平成29年4月1日から施行する。